

土地改良区広報

会津宮川

2019年6月

第24号

発行 会津宮川土地改良区

編集 総務課

印刷 北日本印刷株式会社



夢のある農村づくりを目指して

目次

①理事長あいさつ	P2	⑤事務局体制	P5
②第15回通常総代会	P3	⑥かんがい用水計画	P6
③一般会計収支予算	P4	⑦パイプライン分水計画	P7
④組合費及び決済金基準額	P4	⑧お知らせ	P8

面積及び
組合員

地目	田	3,787.7ha
	畑	646.9ha
	計	4,434.6ha
組合員		4,042人

坂下南小学校の5年生が、田植えを体験しました。

理事長あいさつ

第15回通常総代会挨拶 抜粋

理事長 渡部 英敏



皆様こんにちは。本日ここに第15回通常総代会を開催しましたところ、総代の皆様方には、平素より本土地改良区の運営にあたり、特段の理解と力強いご支援、ご協力を頂いておりますことに衷心より厚く御礼と感謝を申し上げます。

さて、皆さんもご承知のとおり平成30年度は、大渇水に見舞われ、用水確保に大変ご苦労された年でありました。平成31年度は、そのような事態にならないように願っておりますが、こればかりは自然には逆らうこともできず、不安が募るばかりです。土地改良区の一番大事な仕事は用排水を万全に管理することにあります。従って、平成31年度からは、用水管理及び用水配分に係る規程を制定するなど、組織の体制強化を図り、地元水利委員会等と連携を取りながら、早めに渇水対策を講じ、少しでも作物に影響を出さない様に努める所存であります。

稲作農業を取り巻く環境は大きく変わり、農業・農村では高齢化と後継者不足により、農地の荒廃、農業用水等の管理や営農の継続が懸念されるところであります。そのような中、土地改良法が改正され、農家負担のない農地中間管理機構による土地改良事業が可能となり、会津宮川地区では、平成31年度から会津美里町梁田地区において、この事業を採択し、福島県では第1号となる様であります。

土地改良区も地域農業を支える団体として、時代と共に変化していかなければなりません。組合員の負担軽減を目指した業務の効率化と、財産の健全を図るために、組織運営基盤の強化に努めてまいり所存です。

また本日は、会津農林事務所農地計画課の氏家課長、更には税理士法人キロルの職員であります菊地さんにも出席頂いております。

本日の提出案件として報告2件、承認1件、議案17件と膨大な件数であります。議案と致しましては、年度末における平成30年度一般会計の整理予算、更には土地改良法の改正による定款、規約・諸規程の改正など、県知事の認可が必要となる重要案件も含まれております。また平成31年度事業計画及び一般会計の予算であります。今年度も昨年度に引き続き、自己破産した者、耕作放棄地などと、どうしても徴収不能な賦課金が5年超過となり、徴収できない状況になっておる賦課金の、不納欠損処分をお願いする次第であります。土地改良区の最大の財源である、賦課金収納の公正、公平の原則を守り、常に組合員の納付意欲に影響を及ぼすことの無いように、理由なく滞納している組合員には、法的処分を行いながら未収賦課金の対策に努めてまいりますので何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

本日提案いたしました議案の詳細については、議案件数も多数となっており、要点のみの説明と致しますので、最後まで慎重な審議をよろしくお願い致します。

第15回通常総代会が開催されました



▲上：議長を務めた國分総代
 右上：質問をする前田総代
 右下：答弁をする渡部理事長

3月19日(火)午後1時30分より、第15回通常総代会が開催されました。総代現数56名中、46名が出席し、齋藤文英副理事長が開会を宣言し、渡部英敏理事長が挨拶を述べた後、会津農林事務所農村整備部農地計画課 氏家課長より来賓祝辞を頂戴しました。

続いて、第1選挙区の國分一博総代(八木沢)が議長に選出され、議事録記名人【第2選挙区：渡部利弘総代(小沢)、第3選挙区：三瓶光喜総代(新館)】及び書記の指名の順で会議は進められました。総代各位の慎重審議の結果、提出された議案17件は全て可決決定され、午後3時20分に閉会しました。

提出議案

- 報告(1) 平成30年度臨時総代会以降の業務経過報告について
- 報告(2) 平成30年度定期監査報告
- 承認第1号 平成30年度第5回理事会において専決補正を行った一般会計収支予算の承認について
- 議案第1号 平成30年度一般会計収支予算の補正(三次)について
- 議案第2号 定款の一部変更(案)について
- 議案第3号 定款附属書 総代選挙規程の制定(案)について
- 議案第4号 定款附属書 役員選任規程の一部改正(案)について
- 議案第5号 規約の一部改正(案)について
- 議案第6号 利水調整規程の制定(案)について
- 議案第7号 役員、総代及び委員等の報酬額、費用弁償額及び旅費支給規程の一部改正(案)について
- 議案第8号 農業用河川工作物応急対策事業「佐布川地区」施行に係る採択申請及び負担割合について
- 議案第9号 県営ため池等整備事業「大窪地区」施行に係る採択申請及び負担割合について
- 議案第10号 農業水路等長寿命化・防災減災事業「会津宮川地区」施行に係る採択申請及び負担割合について
- 議案第11号 国営造成施設維持管理適正化事業「会津宮川地区」施行に係る採択申請及び負担割合について
- 議案第12号 経営体育成促進事業 梁田地区の実施について
- 議案第13号 県営農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)鶴沼川防災ダム地区の施行同意について
- 議案第14号 未収賦課金の5年超過における不納欠損処分について
- 議案第15号 平成31年度事業計画(案)について
- 議案第16号 平成31年度歳計現金及び積立金等の預入先指定、各事業の借入限度額の設定等について
- 議案第17号 平成31年度組合費等及び一般会計収支予算(案)について

令和元年度一般会計収支予算

経常収益

勘定科目	金額(千円)
賦課金収益	144,450
附帯事業収益	3,646
補助金等収益	7,872
受託料収益	253,102
交付金収益	4,500
寄付金収益	1
雑収益	131
経常収益小計	413,702
経常収益以外の収入	202,036
経常収益合計	615,738

経常費用

勘定科目	金額(千円)
人件費	81,743
一般管理費	225,655
事業支出	39,867
その他の支出	13,152
経常費用小計	360,417
経常費用以外の費用	264,954
経常費用合計	625,371
前期繰越収支差額	9,633
当期収支差額	0
次期繰越収支差額	0

令和元年度組合費及び決済金基準額

○本年度の賦課基準は、次のとおりです。

単位：円/10a

賦課種別	賦課基準	賦課期日	納入期限
経常賦課金	田 1,200/ 畑 400	R1.6.27	R1.7.29
国営二期事業償還賦課金	2,702	R1.6.27	R1.7.29
維持管理賦課金	1,300	R1.6.27	R1.7.29
施設改修賦課金	272	R1.6.27	R1.7.29
県営かんがい排水事業償還賦課金	高・新 560/ 本 8,501/ 坂 595	R1.9.27	R1.10.28
宇内地区基盤整備事業償還賦課金	2,356	R1.9.27	R1.10.28
新屋敷新田地区基盤整備事業賦課金	8,056	R1.9.27	R1.10.28

※基盤整備事業償還賦課金は、事業の該当地区にのみ賦課します。

○本年度の決済金基準は、次のとおりです。

単位：円/1,000㎡

賦課金の種類	会津美里町			会津坂下町	会津若松市
	高田地区	新鶴地区	本郷地区		
国営二期事業	-	-	-	25,740	-
県営かんがい排水事業	792	792	712	1,272	-
維持管理費	58,122	58,122	58,122	58,122	14,056
宇内地区基盤整備事業	-	-	-	12,236	-
新屋敷新田地区基盤整備事業	-	69,709	-	-	-

※令和元年度に農地転用等により地区除外する場合でも、当該年度の賦課金は徴収します。

農地を転用する場合、決済金がかかります

農地転用を行う場合や公共事業等で農地の売買契約があった場合、その土地を本土地改良区の台帳から除外するためには、決済金の納入が必要となります。

農地を農地以外の用途に転用することで、その土地の維持管理費や国・県営事業等の償還金を残りの土地で負担しなければなりません。そのため、組合員の負担を公平にすることを目的に、除外する土地の負担相当分を決済の対象として、決済金が徴収されます。

決済処理については、土地改良法第42条第2項『権利義務の決済』で定められており、本土地改良区では地区除外等処理規程で定められております。

詳しくは、賦課徴収係までお問い合わせください。

滞納賦課金は、新組合員が引き継ぎます

新たに土地の権利を取得する時に、その土地に滞納賦課金がある場合、土地改良法第42条第1項『権利義務の承継』により、その納入義務は新組合員に生じます。

売買等により資格を取得する際は、その後のトラブルを避けるためにも、必ず土地改良区に確認するようお願いいたします。また、競売の場合も同様の扱いとなりますので、ご注意ください。

滞納処分について

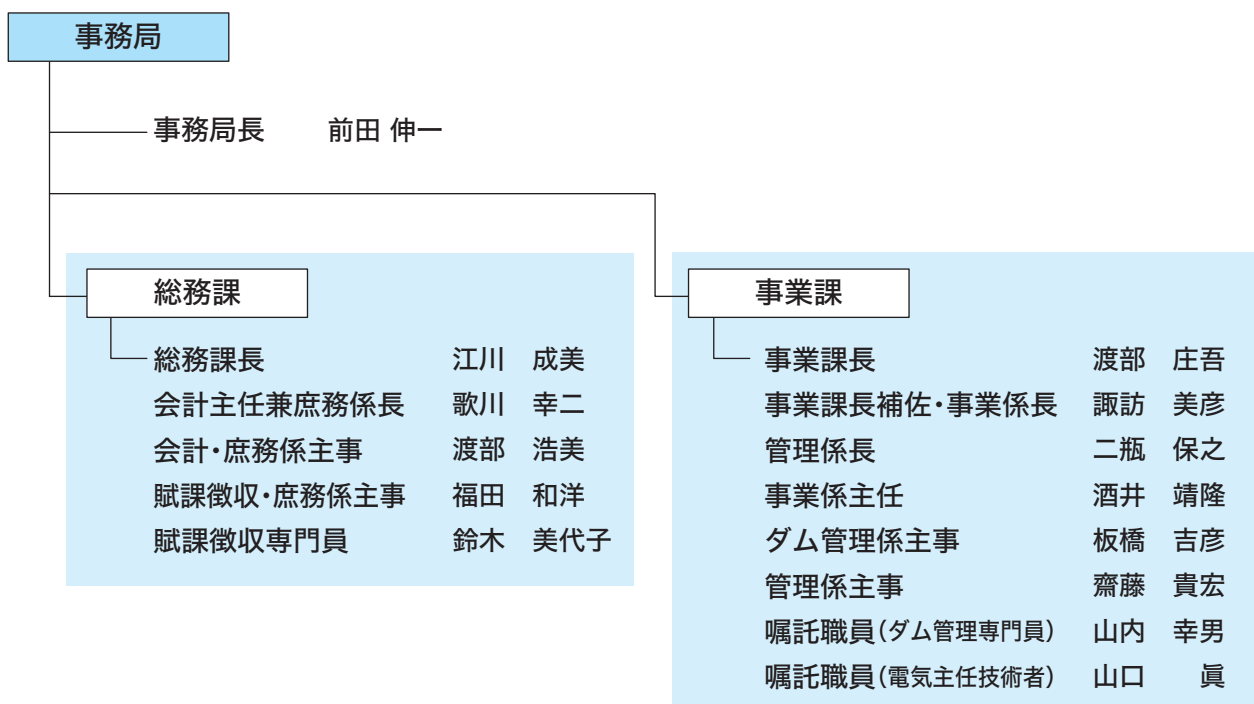
賦課金の滞納組合員に対し、滞納処分を実施しております。

度重なる催告に応じない、納付方法の相談に訪れない、財産があると判断されるのに納付しないなど、悪質と判断される場合は、差押え等の厳しい姿勢で臨みます。

なお、特別な事情がある方は、本土地改良区まで必ずご相談下さる様お願いいたします。

事務局体制

事務局体制(平成31年4月1日現在)



令和元年度かんがい用水計画

(1) かんがい用水配分の管理・調整について

本土地改良区のかんがい用水は、用排水維持管理委員会が決定し、それに基づき用水配分を行います。

1) 土地改良区役職員が管理・調整を行う施設

佐賀瀬頭首工、牛川頭首工、栗村頭首工、宮川幹線用水路(パイプライン)、佐賀瀬幹線用水路(パイプライン)、高橋左右岸幹線用水路(パイプライン)、牛川新堀用水路、栗村用排水路、中央管理所、新宮川ダム、宮川頭首工、高橋頭首工、宮川ダム、二岐ダム

2) 地区水利委員会が管理・調整を行う施設

三貫頭首工、佐布川頭首工、三五田頭首工、雀林頭首工、パイプラインを除く幹線用排水路、大窪ため池、大谷地ため池、鬼渡ため池、大沢入ため池、穴田揚水機、田中揚水機、沖ノ館揚水機

(2) 通水期間及び計画

1) 通水期間

代かき期：5月6日～5月20日

普通期：5月21日～9月10日

※宮川頭首工及び高橋頭首工(左岸)は、水田直播の許可を得ており、代掻き期が4月11日からとなります。

2) 通水計画

決められた取水量に基づき、①から③のとおり計画します。

①新宮川ダムの用水は、水利使用規則に基づき国営管理計画により使用する。

②防災ダムの用水は、水利使用規則に基づき使用する(5月17日から6月20日まで)

③大窪ため池、鬼渡ため池、大沢入ため池の用水は、新宮川ダム用水より先に使用する。

大谷地ため池の用水は、下流の二岐ダムを先に使用し、その後の使用とする。

※天候、新宮川ダムの状況により、用排水維持管理委員会等において通水計画を変更する場合があります。

(3) 渇水時の対応

新宮川ダム水位が渇水線まで低下する恐れがある場合は、10日前までに水利委員長宛てに通知し、用水ブロックかんがいに移行します。各水利委員会毎に渇水時の用水配分に関するルールを決め、それに基づき渇水時は用水調整を行います。

計画的な用水配分を行うためのおねがい

①掛け流しはしないでください。

用水を掛け流しすると、出穂期以降に安定した用水を供給することが困難になります。

②勝手にスピンドルを操作しないでください。

スピンドルの操作については、各地区の水利委員、施設管理者が行います。

③水量調整や施設に関する要望は、区長や各地区の水利委員を通して土地改良区まで連絡をお願いします。組合員個人からの調整依頼については、対応しかねます。

以上のことから、上手な水使いを心がけていただき、より一層の節水にご協力いただきますよう、お願いいたします。

令和元年度パイプライン 分水調整計画について

出穂期用水を確保するため、6月25日から7月25日までの1ヶ月間、分水調整期間を設定しますので、ご協力をお願いします。

なお、降水によりダムに十分な降水量（必要水量）が確保できた場合は、分水調整を解除します。

※切り替え操作は午前中に行います。

←→：水を流す期間

地域・分土工名	6/25 開始	6/30	7/5	7/10	7/15	7/20	7/25 開始
会津美里町高田地域	←→			←→			
会津美里町新鶴地域		←→			←→		
会津坂下町			←→			←→	
田沢第1分土工		←→			←→		
上台分土工	←→					←→	
塔寺4-1・4-2分土工	←→					←→	
津尻9-0分土工	←→					←→	

施設安全祈願祭

(平成31年4月23日)



新宮川ダムにおいて、水の潤沢と施設の安全を願い、安全祈願祭を挙行政致しました。

手児神社の生田宮司を斎主に迎え、新宮川ダム管理所勤務の県職員、理事並びに用排水維持管理委員が参集し、神事は厳粛に執り行われました。

草刈りをする方へお願い



春から夏にかけて草刈りを行う時期は、水路の下流へ刈り草が流れています。

刈り草が水路に流れると、水路が詰まって下流の農家の水利用に支障をきたしたり、滞留した草の上にゴミが溜まるなど、水を汚す原因にもなります。

草刈作業を行う方は、なるべく刈り草を水路へ流さないよう、ご協力をお願いします。

また、ゴミのポイ捨てや不法投棄も犯罪ですので、絶対にやめましょう。

賦課金の期限内納入にご協力ください

区分	期日・期限	賦課期日	納付期限
前期賦課金		令和元年6月27日	令和元年7月29日
後期賦課金		令和元年9月27日	令和元年10月28日

■納入方法

- ①会津よつば農業協同組合、会津宮川土地改良区事務所窓口での現金納入
- ②土地改良区発行の払込取扱票(コンビニ・郵便局)での納入
- ③会津よつば農業協同組合の口座から口座振替
- ④その他金融機関の口座から口座振替

■口座振替の方は、納付期限に残高の確認をお願いします。

■口座振替、コンビニでの納入は、事前に届出が必要です。ご希望の方は、土地改良区にご連絡ください。

このような時は、土地改良区に届出をしてください。

農地の売買、贈与、交換等で名義変更される場合

組合員の死亡により、農地を相続する場合

農地を賃貸借契約または解約される場合

農業者年金受給または老齢等のため経営を移譲

住所を変更する場合

農地を宅地や駐車場など、農地以外の用途に転用する

道路や河川などの公共用地のために売買があった

雨水排水や浄化槽排水を水路に放流したい

水路に橋を架けて出入り口にしたい

改良区所有地に看板などを建てたい

組合員資格得喪の通知書

組合員住所変更届

農地転用の通知
地区除外申請書

他目的使用申請書

■公共機関(法務局、市、町、農業委員会)で手続きが完了しても、土地改良区へ届出をしなければ台帳や組合員名などは変更されません。必ず土地改良区へ届出をしてください。

■賦課金は、毎年4月1日現在の台帳面積及び組合員名で賦課されます。異動等があったときは、早めに土地改良区へ届出をしてください。

【発行】会津宮川土地改良区

〒969-6266 大沼郡会津美里町字油田1545番地
TEL : 0242-54-7154 FAX : 0242-54-3596

mail (代表)
ホームページ

midori-net@aizumiyakawa.jp
http://www.aizumiyakawa.jp